

## 東広島市教育委員会定例会（平成28年6月）議事録【公開分】

1 日 時 平成28年6月23日（木）午後2時59分～午後3時54分

2 出席者

（1）委員 渡部教育長職務代理者、坂越委員、織田委員、長嶋委員

欠席：京極委員

（2）事務局 【学校教育部】

大垣学校教育部長、中嶋教育調整監、大畠学校教育部長兼教育総務課長、向井学事課長、祭田指導課長、池田青少年育成課長、藤岡学校教育部長兼東広島学校給食センター所長、森岡西条学校給食センター所長、富樫八本松学校給食センター所長、高橋福富学校給食センター所長、森住豊栄学校給食センター所長、青木河内学校給食センター所長、柴田安芸津学校給食センター所長、武上教育総務課課長補佐兼教育総務係長兼管理係長

【生涯学習部】

天神山生涯学習部長、梶永生涯学習部次長兼生涯学習課長、福原スポーツ振興課長、福光文化課長、平賀黒瀬生涯学習センター長、中谷生涯学習課課長補佐兼学習総務係長兼管理係長

（3）書記 青山主査

3 場 所 東広島市役所北館 会議室201

4 議 題

（1）報告事項

報告第41号 東広島市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部改正について

報告第42号 第28回東広島市民スポーツ大会（陸上の部）の結果について

報告第43号 平成28年度全国高等学校総合体育大会の開催について

報告第44号 東広島市文化芸術振興プログラムについて

報告第45号 学校給食用飲用牛乳の提供中止について

報告第46号 熊の目撃情報に係る対応について

（2）議案

議案第27号 請負契約の締結について（学校給食センター化事業（仮称）北部学校給食センター新築工事（電気））【非公開審議】【原案可決】

議案第28号 請負契約の締結について（学校給食センター化事業（仮称）北部学校給食センター新築工事（機械））【非公開審議】【原案可決】

議案第29号 平成29年度使用小中学校特別支援学級教科用図書採択に係る基本方針について【原案可決】

議案第30号 東広島市ボランティア活動・体験活動推進協議会設置要綱の廃止について【原案可決】

議案第31号 東広島市ボランティア活動支援センター設置要綱の廃止について

【原案可決】

議案第32号 東広島市ボランティア活動支援事業実施要綱の制定について【原案可決】

(3) その他

- 1 東広島市立美術館特別企画展「現代日本版画展」について
- 2 次回教育委員会定例会の日程について

開会 午後2時59分

- 大畠学校教育部次長兼教育総務課長：会議を開催いたします前に、渡部教育長職務代理人からご報告がございます。

- 渡部教育長職務代理人：皆さんこんにちは。

既にご承知かと思えますけれども、下川教育長が、去る6月3日に逝去されました。その前日2日に、私ども委員と懇談する機会がございまして、いろいろと東広島の教育につきまして思いを語られておられました。教育長さんの無念さを察するに余りあるものがございます。誠に残念なことではございました。

故下川教育長は、平成26年7月に教育長に就任され、昨年4月から新しい教育委員会制度のもとで教育長として就任されまして、大変力強いリーダーシップを発揮されてこられたところでしたが、残念ながら志半ばで倒れられたということでございます。

今日は、故下川教育長のご冥福を祈って、黙祷を捧げたいと思います。

ご起立をお願いします。

黙祷をお願いいたします。

(黙祷)

- 渡部教育長職務代理人：ありがとうございました。

着席をお願いいたします。

- 渡部教育長職務代理人：地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条の規定により、あらかじめ教育長から職務代理人として指名を受けておりますので、私为本日の会議の進行をさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

それでは、定足数に達しておりますので、平成28年6月教育委員会定例会を開会いたします。

本日の議事録署名委員は、坂越委員と私、渡部でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

本日の会議の進行でございますが、今回の議案第27号及び議案第28号につきましては議会の議決を求める案件でございますので、非公開として審議したいと思ひます。

委員の皆さんの意見を伺います。いかがでしょうか。

(全員賛成)

それでは、議案第27号及び議案第28号につきましては、非公開とすることに決定いたします。

本日傍聴希望はありますか。

- 大島学校教育部長兼教育総務課長：ございません。
- 渡部教育長職務代理人：わかりました。

#### 報告第41号 東広島市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部改正について

- 渡部教育長職務代理人：それでは、報告事項からですが、報告第41号東広島市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部改正につきまして、説明をお願いいたします。
- 向井学事課長：それでは、報告第41号東広島市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部改正についてご説明いたします。

1 ページをご覧ください。

東広島市では、市内の私立幼稚園に通園する幼児の保護者に対し、補助金交付要綱に基づき、家庭の所得状況と園児の兄弟関係等により、該当の保護者の保育料を補助し、保護者負担の軽減を図っております。

今回の主な改正内容について、ご説明いたします。

1 ページ中ほど下の平成28年度補助限度額の表をご覧ください。

表の左側を見ていただきますと、区分が5つの世帯に分かれております。

そのうち、①のとおり、Ⅰ・Ⅱ・Ⅲの階層の世帯において、従前は小学校3年生以下の兄弟数に応じてという限定がかかっていたものが、今回、年齢制限なしに変更となりました。実質の兄弟数に応じた限度額の対応に拡大されることとなります。

また、②のとおり、Ⅱ・Ⅲの階層の世帯について、ひとり親世帯等の第1子、第2子の場合、昨年までの限度額、括弧内の金額になりますが、この括弧内の金額が上段の金額に拡大されるという特例措置が実施されることとなりました。

① ②とも、子育て世代への負担軽減の拡充となっております。

説明は、以上でございます。

- 渡部教育長職務代理人：ありがとうございます。  
ただいまの報告につきまして、ご意見、ご質問があればお願いいたします。  
よろしいですか。

#### 報告第42号 第28回東広島市民スポーツ大会（陸上の部）の結果について

#### 報告第43号 平成28年度全国高等学校総合体育大会の開催について

- 渡部教育長職務代理人：それでは、報告第42号第28回東広島市民スポーツ大会（陸上の部）の結果につきまして、報告第43号平成28年度全国高等学校総合体育大会の開催について、以上2件の報告について、一括して説明をお願いいたします。

○ 福原スポーツ振興課長：それでは、資料の2ページをお願いいたします。

報告第42号第28回東広島市民スポーツ大会（陸上の部）の結果についてご報告いたします。

6月5日に開催いたしました第28回東広島市民スポーツ大会につきましては、委員の皆様方におかれましては、小雨の降る中、総合開会式に出席いただき、市民の皆様への激励をいただきまして、大変ありがとうございました。

今大会は、「燃えていけ 強い団結 咲く笑顔」というスローガンのもと、35小学校区、延べ4,000名の市民の皆様参加により、玉入れ、みんなでジャンプ、年代別リレーなどの競技を実施いたしました。競技中は雨もやみまして、大きな事故や怪我もなく、最後まで各小学校区の皆様により一生懸命に競技を行われまして、多くの市民の皆さんとの交流を深めていただきました。

結果につきましては資料に記載しておりますが、第1位は高美が丘小学校区、第2位は風早小学校区、第3位は川上小学校区でございました。

3ページにつきましては、全小学校区の得点を掲載させていただいております。

なお、市民スポーツ大会球技の部は、8月21日日曜日に各競技会場で実施いたします。これによりまして総合成績が決定する予定でございます。

報告第42号につきましては、以上でございます。

続きまして、資料の4ページをご覧いただきたいと思います。

報告第43号平成28年度全国高等学校総合体育大会の開催についてでございます。

この平成28年度全国高等学校総合体育大会、いわゆるインターハイにつきましては、昨年11月の教育委員会定例会におきまして、このインターハイ競技が東広島市で開催されることに伴い、本市実行委員会を設立した旨をご報告させていただいておりますが、このたび本市で実施されるサッカー競技、レスリング競技について、その実施要綱がまとまりましたので、ご報告させていただくものでございます。

資料の4ページでございますけれども、本市を主会場で実施されますレスリング競技でございますが、主催、共催、主管はご覧のとおりでございまして、7の期日につきましては、本年8月2日から同5日までの4日間にわたりまして東広島運動公園体育館において実施されるものでございます。

5ページ、10の競技日程につきましては、8月2日午前9時からの開会式に続き、学校対抗戦、男子・女子の個人対抗戦が8月5日まで行われます。

委員の皆様方におかれましては、8月2日の開会式のご案内をさせていただきますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

続きまして、資料の6ページをご覧いただきたいと思います。

同じくインターハイのサッカー競技でございます。サッカー競技につきましては、広島市を主催会場市として実施され、呉市、尾道市、福山市、三次市と本市の6市による会場により開催されるものでございます。

7の期日につきましては、競技は7月27日から8月2日までの7日間行われますが、資料の7ページの10の競技日程をご覧いただきたいと思います。本市運動公園

陸上競技場では、7月27日、28日の男子、29日の女子の3日間にわたって競技が行われることとなっております。

なお、サッカー競技並びにレスリング競技、インターハイ競技の一般観戦は、入場無料でございます。広く市民の皆様方にも応援、観戦のPRを行っていきたくと考えております。どうぞよろしく願いいたします。

報告は、以上でございます。

- 渡部教育長職務代理人：ありがとうございました。  
ただいまの2件の報告につきまして、ご意見、ご質問があれば、お願いいたします。
- 長嶋委員：一般観戦は入場無料ということですが、たくさんの方が来られて入れなくなるという心配はありませんか。
- 福原スポーツ振興課長：これまでの先催県、近畿総体や南関東総体の例を見ますと、一般観客の方で会場がいっぱいになって入場制限までさせていただくというような事例は今までなかったと聞いております。運動公園体育館並びに陸上競技場の観客席、サイドの芝生も開放されると考えておりますので、恐らく入場制限までそのような状態にはならないとは思いますが、より多くの市民の皆様にご覧いただけるようにPRのほうはさせていただきたいというふうに考えております。
- 長嶋委員：ありがとうございます。
- 渡部教育長職務代理人：ほかにありませんか。
- 織田委員：東広島市出身の子どもがレスリングやサッカーで出場することは、まだわかりませんか。
- 福原スポーツ振興課長：レスリングについては、地元の高校ではレスリング部は黒瀬高校に1つあるだけですが、全国大会ですので、予選を勝ち上がって出場ということになります。まだ選手の名簿の登録は始まったばかりでございますので、詳細は把握しておりません。大変申し訳ありません。
- 渡部教育長職務代理人：よろしいですか。  
ありがとうございました。

#### 報告第44号 東広島市文化芸術振興プログラムについて

- 渡部教育長職務代理人：それでは、報告第44号東広島市文化芸術振興プログラムにつきまして、説明をお願いいたします。
- 福光文化課長：それでは、資料の8ページをお願いいたします。冊子も用意しております。

東広島市文化芸術振興プログラムについて、説明させていただきます。

このプログラムは、有識者等で構成する文化懇話会の意見をお聞きするとともに、文化芸術団体へのアンケート調査などから策定したものです。

まず1番目、策定の趣旨でございますが、今年4月に開館いたしました芸術文化ホールや今年度から設計に入ります美術館など、文化芸術に関してましては施設整

備が先行してきたという経緯の中で、本市の文化芸術振興全体のあり方や方向性等を取りまとめ、今後約10年間の行政や文化芸術の行動指針として策定しております。

次に、概要についてですが、単に文化芸術活動の中にとどまるのではなく、様々なまちづくり活動とも連携を図って本市の成長を促進させるという意味を込めて、目標像は「文化芸術で飛躍する東広島市」としております。

基本理念は4つございます。「優れた文化や芸術にふれる」「将来を担う人をはぐくむ」「個性あるブランドをつくる」「人が集い、交わり、ひろがる」の4つです。これは、芸術文化ホールや美術館の基本構想においても一貫して基本理念としてきたものでございます。

そして、これら4つの基本理念ごとに施策を設定しております。

今後の取り扱いについてでございますが、市内部の関係各課並びに文化芸術団体と本プログラムの考え方を共有させていただきながら、次期東広島市教育振興基本計画に位置づけられるよう、必要に応じて改訂していくこととしております。

説明は以上でございます。

- 渡部教育長職務代理者：ありがとうございました。  
ただいまの報告につきまして、ご意見、ご質問があればお願いいたします。
- 織田委員：感想ですが、じっくりと読ませていただきました。このプログラム読ませていただいて、本当わくわくするような内容だと思います。是非、東広島の子どもたち、今まで文化芸術というもの、あまりふれることがなかったと思いますので、たくさんのこういうふれ合いによって豊かな人生が送れるようになると思います。よろしくお願いいたします。
- 長嶋委員：プログラムの10ページに一校一和文化学習の実施ということで、全ての学校がどういう取り組みをされているかということを出していただくことで、いろいろな学校でいろいろな取り組みをされていることがわかってとてもよかったと思います。質問ですが、平成20年度から始まったということで、その取り組みの内容が途中で変わっている学校はありますか。
- 中嶋教育調整監：取り組みをずっと継続している学校もありますし、途中で変わったり、あるいは同じ内容の形が変化したりという学校など様々ですが、教育基本法が改正となって伝統文化というものを重視していくという教育が推進された中で、全ての小・中学校で「一校一和文化学習」といったスタイルは、そこからずっと続いております。
- 長嶋委員：それで、これを見て思ったのですが、多分それぞれの学区では保護者の皆さん、地域の皆さんにこういう取り組みを成果として発表していくことは、これまでされていたと思うのですが、これを東広島全体で共有する場を是非つくっていただけたらと思います。先生方のご負担も大きくなると思いますが、ほかの学校でどういうことをしているかということを知ることが子どもたちにとっては大切なことではないかと思います。また、市民の皆さんにもこういう取り組みをわかってい

ただいて応援していただけるようになればもっとももっとよくなるのではないかと思いますので、是非そのあたりをよろしく願いいたします。

- 中嶋教育調整監：非常に大事なことだと思います。

これまでFM東広島で、順番に各学校の各校一和文化学習について紹介しておりましたが、その学校の児童生徒が実際にスタジオへ行きまして生放送で出演するといった形での放送もありましたが、放送時間の関係であまり多くの人には聞いていただけでなかったというような話もございます。今度、指導課等が行います研修会等の中で、この学校の和文化教育の取り組みについて紹介をしていく取り組みも継続しておりますので、今後は、今おっしゃっていただいたようなことを市全体へ広めていくような取り組みをやっていきたいと思っております。

- 長嶋委員：芸術文化ホールくらはもできましたし、美術館もこれからできますので、そういうところで発表の場を多くして、できれば多くの皆さんに見ていただけるように、来ていただけるようにできればいいなと思っております。

- 渡部教育長職務代理者：ほかにありませんでしょうか。  
よろしいですか。

#### 報告第45号 学校給食用飲用牛乳の提供中止について

- 渡部教育長職務代理者：それでは、報告第45号学校給食用飲用牛乳の提供中止について、説明をお願いいたします。
- 向井学事課長：それでは、報告第45号学校給食用飲用牛乳の提供中止につきまして、ご報告申し上げます。

資料の9ページをご覧ください。

報道等でご存じかとは思いますが、平成28年6月14日火曜日、広島県教育委員会から庄原市内小・中学校において学校給食で提供された飲用牛乳の一部に細粒状の黒い異物が発見され、その牛乳供給事業者、広島協同乳業、これが本市の小中学校に牛乳を供給している事業者と同じである旨の連絡を受けました。

教育委員会といたしましては、安全確保のために、直ちに平成28年6月15日水曜日から代替対応の調整がなされるまでの期間、飲用牛乳の提供を中止するとともに、学校とともに保護者に対しお茶の持参をお願いいたしました。

学校給食用の飲用牛乳については、県内全域で調整が行われておりましたが、県と県教育委員会が調整しておりますが、6月20日から代替の牛乳提供が可能となり、本市小中学校においてはチチヤス株式会社から牛乳提供を受けております。

なお、6月22日水曜日の連絡において、管轄保健所の調査で再発防止対策が確認されましたので、6月27日月曜日から当該牛乳供給事業者の飲用牛乳の提供を再開するとのことでございます。

なお、保健所の調査結果によりますと、黒い異物は、牛乳成分が上部シールのヒーターに接触し、乳成分の炭化物（コゲ）が生成されたものであるとの連絡を受けております。

報告は、以上でございます。

- 渡部教育長職務代理者：ありがとうございます。  
ただいまの報告につきまして、ご意見、ご質問があればお願いいたします。  
よろしいですか。

#### 報告第46号 熊の目撃情報に係る対応について

- 渡部教育長職務代理者：それでは、報告第46号熊の目撃情報に係る対応について、説明をお願いいたします。

- 池田青少年育成課長：それでは、10ページをご覧ください。

報告第46号熊の目撃情報に係る対応について、ご報告申し上げます。

まず、目撃情報等についてでございますが、去る6月16日木曜日午前5時20分ごろ、東広島市高屋町造賀桑井2号橋付近におきまして、体長約1メートルの熊が道を歩き、川を渡って山に逃げていく姿が犬を連れて散歩中の男性の方に目撃されました。午前7時30分に保護者から造賀小学校に情報提供があり、その後、造賀小学校から教育委員会に連絡がありましたので、速やかに福富町、志和町など近隣の小中学校に電話により情報提供及び注意喚起するとともに、造賀小学校を含めた小中学校11校に熊よけ鈴を配布いたしました。

また、その他の市内全小中学校にはメールにて情報提供、注意喚起を行いました。

続きまして、造賀小学校の対応についてでございますけども、全保護者に情報提供、注意喚起を促すメールをその日に発信するとともに、下校時には全児童のかばんに熊よけ鈴をつけさせて、教員が付き添いながら集団下校を実施いたしました。

当面は、熊よけ鈴を配付した小学校につきましては、児童のかばんに熊よけ鈴をつけさせ、集団登下校を実施するとともに、登下校時間には桑井谷地区を中心に、教員、保護者及び学校安全ボランティアが見回りを行い、登下校中の安全を確保することに加え、1人で遊ばない等の休日中の過ごし方に関する留意点などを指導し、児童生徒が被害に遭わないよう取り組んでいるということでございます。

以上でございます。

- 渡部教育長職務代理者：ありがとうございます。  
ただいまの報告につきまして、ご意見、ご質問があればお願いいたします。  
よろしいですか。
- 織田委員：今まで熊が出たという情報は、以前もありましたよね。それはどの辺でしたか。
- 池田青少年育成課長：今までもございまして、昨年度については9件ございました。  
ちなみに、地域でいいますと、豊栄町5件、河内町1件、志和町1件、福富町1件、黒瀬町1件でございます。今までもそういう情報はございましたが、後から、大きな猪であったり、穴熊というイタチ科の動物であることがわかったりしたものもあります。

- 織田委員：今、全国で熊が出てきて、人に害を及ぼしていますので、怖い話ですよ  
ね。熊の習性として、集団だったらあまり近づかないとか、怖がるということがある  
のですか。
- 池田青少年育成課長：熊は、非常に臆病な習性がございます、集団というよりも、  
音がしたりすると出てこないというところがありますので、そういう習性等を踏ま  
えて、鈴等で未然に出てこさせないように対応しております。
- 坂越委員：これに関連してですが、今回、保護者から学校に連絡があったということ  
ですが、当然こういうことは学校だけではなく、地域のほうと市の所管課が連携し  
て情報を把握して学校へ流すというルートはできているのですよね。
- 池田青少年育成課長：はい。学校から情報があがってくるのは青少年育成課になっ  
ておりますので、青少年育成課から近隣の小学校への情報提供、あるいは注意喚起、  
鈴を配るというシステムもございます。地域のほうから情報があがってくる場合  
は、農林水産課にまず情報が入りまして、そこから教育委員会におりてきて、情報  
を提供していくということもございます。農林水産課に情報が入ってきた場合は、  
農林水産課から支所への連絡を行い、また、さらに地域センターのほうへという流  
れになっております。
- 渡部教育長職務代理者：ほかによろしいですか。  
ありがとうございました。  
それでは、議案の審議に移ります。

議案第27号 請負契約の締結について（学校給食センター化事業（仮称）北部学校給食セ  
ンター新築工事（電気））

（非公開審議）

議案第28号 請負契約の締結について（学校給食センター化事業（仮称）北部学校給食セ  
ンター新築工事（機械））

（非公開審議）

議案第29号 平成29年度使用小中学校特別支援学級教科用図書採択に係る基本方針につい  
て

- 渡部教育長職務代理者：議案第29号平成29年度使用小中学校特別支援学級教科用図書  
採択に係る基本方針につきましてを議題といたします。  
議案の説明をお願いいたします。
- 祭田指導課長：議案第29号平成29年度使用小中学校特別支援学級教科用図書採択に係  
る基本方針についてでございます。  
議案資料の5ページをご覧ください。

縦1の提案理由でございます。

小・中学校の特別支援学級で使用いたします教科用図書は、毎年選定及び採択を行うこととなっております。このため、平成29年度に使用いたします教科用図書の採択に係る基本方針を、広島県教育委員会の採択基本方針に準じて定めるというものでございます。

次に、縦3の根拠法令をご覧ください。

教科用図書の使用に関しましては学校教育法に規定されておりますが、その附則第9条に、特別支援学級については文部科学大臣の検定を受けた教科用図書及び文部科学省が著作の名義を有する教科用図書以外のもの、いわゆる一般図書と呼んでおりますけれども、そういった図書も使用することができることとなっております。

それでは、6ページの基本方針をご覧ください。

縦1の採択基本方針につきましては、教育基本法、学校教育法の理念、目標及び学習指導要領に示された各教科の目標や内容に則り、本市の児童生徒の障害の状態及び発達段階に適合した教科用図書を採択するものとしております。

(1)採択の基本のアからエにございますように、内容の特徴、程度、内容の構成、配列、分量、内容の表現、表記、印刷製本の状態等を観点といたしまして、広島県教育委員会が作成する選定資料を活用いたしまして、十分な調査研究を行って選定することとしております。

それでは次に、(2)適正かつ公正な採択の確保につきましてのイをご覧ください。

これは、今年度新たに加えた内容でございます。特定の教科書発行者と関係を有する者が教科書採択に関与することがないようにすることとしております。このことにつきましては、いま一度関係者に周知いたしまして、教科書採択に当たって公正かつ適切に採択するよう努めてまいりたいと思っております。

縦2の方法、組織及び手続につきましては、その(2)に記載しておりますように、各学校において教科書選定会議等を設置いたしまして、特別支援学級の児童生徒一人一人に対し、教科用図書を種目ごとに選定いたします。その後、選定理由書を採択権者である市教育委員会へ提出していただき、教育委員会で採択するという流れとなっております。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○ 渡部教育長職務代理者：ありがとうございました。

ただいまの平成29年度使用小中学校特別支援学級教科用図書採択に係る基本方針について、ご意見、ご質問があればお願いいたします。

よろしいですか。

○ 織田委員：教科書を選定するに当たって、特別支援学級の子どもを担当している先生も、経験豊富な方から若い方までいらっしゃると思いますので、教育委員会指導課のほうでしっかりアドバイスしていただきたいと思います。

- 祭田指導課長：ありがとうございます。
- 渡部教育長職務代理者：よろしいですか。
- 祭田指導課長：はい。
- 渡部教育長職務代理者：それでは、なければ原案どおり可決することとしてよろしいでしょうか。

それでは、提案のとおり決定いたします。

議案第30号 東広島市ボランティア活動・体験活動推進協議会設置要綱の廃止について

議案第31号 東広島市ボランティア活動支援センター設置要綱の廃止について

議案第32号 東広島市ボランティア活動支援事業実施要綱の制定について

- 渡部教育長職務代理者：議案第30号東広島市ボランティア活動・体験活動推進協議会設置要綱の廃止について、議案第31号東広島市ボランティア活動支援センター設置要綱の廃止について、議案第32号東広島市ボランティア活動支援事業実施要綱の制定について、以上3件を一括して議題といたします。

議案の説明をお願いいたします。

- 梶永生涯学習部次長兼生涯学習課長：それでは、資料7ページの議案第30号から議案第32号までを一括してご説明申し上げます。

議案第30号東広島市ボランティア活動・体験活動推進協議会設置要綱の廃止について及び議案第31号東広島市ボランティア活動支援センター設置要綱の廃止について、ご説明申し上げます。

この2つの要綱は、平成14年7月に中央教育審議会が文部科学省に答申した青少年の奉仕活動、体験活動の推進方策についてというものをもとに、国の補助を受けて学校内外を通じた奉仕活動、体験活動推進事業を実施するために設置したもので、この中に協議会の設置やボランティア活動支援センターの設置運営、ボランティアコーディネーターの配置が義務づけられておりました。この事業補助につきましては平成20年度で終了し、それ以後、ボランティア活動支援センターの事業は引き続き継続して実施しております。

この東広島市ボランティア活動・体験推進協議会の協議内容につきましては、現在では生涯大学システムアクションプランの中で、ボランティア活動の支援、窓口の充実、ボランティア活動支援センターの設置が明記されていることから、このアクションプランの内容を検討する東広島市生涯学習推進会議の中で包括して協議しております。このことから、現在この協議会自体は機能しておりませんので、これを廃止するものでございます。

また、東広島市ボランティア活動支援センターの設置要綱につきましては、その内容が設置当初のままで現在の実態に合致していないことから、議案第31号のとおり廃止をいたしまして、議案第32号のとおり現状に合った東広島市ボランティア活動支援事業実施要綱として新たに定めるものでございます。

それでは、13ページをご覧ください。

東広島市ボランティア活動支援事業実施要綱でございます。

目的といたしましては、市内のボランティア活動に対する支援事業を行うことにより、ボランティア活動を総合的に推進し、もって豊かなまちづくりの実現に寄与することを目的とするとしております。これは以前のボランティア活動支援センター設置要綱の中でも謳っていることでもあります。

第2条、支援事業の内容でございますが、支援事業の内容につきましては、以前の支援センターの所掌事務の内容にしてしておりますが、一部ボランティア志望者の研修に関するものを削除し、生涯学習部長が必要と認めたときを追加したものでございます。

第3条でございますが、ボランティア活動に関する相談窓口は、これまで市民文化センターの2階にボランティア活動支援センターを設置し、ここを拠点として行っておりましたが、その拠点、その場所自体が今後使えなくなる可能性が出てまいりました。といいますのも、市民文化センター自体が来年度から公募による指定管理になる予定でございますので、現在使用している市民文化センター2階は、指定管理者の控室等になることが想定されますことから、設置場所としては指定せず、実施場所として、第4条に市民文化センター又は生涯学習部長が指定する場所において相談窓口として実施するという形にしております。

また、相談窓口でございますが、今まで使用してまいりました東広島市ボランティア活動支援センターという名前がある程度定着しており、生涯学習課が出していますいろいろな印刷物にも明示しておりますので、ボランティア活動支援センターという名前は残したいということで、相談窓口の名称を第3条第2項のとおり、東広島市ボランティア活動支援センターと称するとさせていただきます。

第5条では、開設日及び開設時間として、今までと同様に水曜日及び土曜日の午後1時から午後4時までの間、開設するとしておりますけれども、2のとおり、なかなかこの日時でやるのがコーディネーターの関係で難しくなっている部分もありますし、場所が変わることによって変更を余儀なくされる場合もありますので、前項の規定にかかわらず、生涯学習部長が必要と認めるときは、開設日及び開設時間を変更し、又は開設日において相談窓口を開設しないことができるという項目を設けております。

次に、第6条、ボランティアコーディネーターについてでございますが、以前は補助事業だったことから、コーディネーターは、教育長が委嘱し、1日3時間、勤務日は教育長が定めるとして報酬を支給しておりましたが、補助事業が終了してからは、報酬は支払わない純粋なボランティアとして支援事業を行っていただいております。第6条にありますとおり、コーディネーターになることを承諾していたとき、名簿に登録するという形でコーディネーターという職務に従事していただいております。要件といたしましては、3年以上のボランティア活動の経験があり、かつ、ボランティア活動に関する知識を有する者と、生涯学習部長が必要と認める者をコーディネーターとして登録するということとしております。

また、名簿に登録された者は、生涯学習部長が指定した日に来て、1日につき3時間、相談支援事務についてもらっています。前項の規定により、従事に対しては報酬及び費用弁償は支給しない、名簿登録者の定数は15人以内とするとしているのは以前と同様でございます。

また、第7条として、新たに、遵守事項を追加させていただいております。

教育委員会は、前条第1項の規定による登録に際して、当該登録を受けようとする者に対し、次に掲げる事項を遵守する旨の誓約をすることを求めなければならないとしており、3点を遵守していただく誓約をいただくことにしております。

実際にしていただく業務は、以前と変わらない内容にしております。

説明は、以上です。よろしくお願いたします。

○ 渡部教育長職務代理者：ありがとうございました。

議案第30号、議案第31号、議案第32号ということで、一括してご説明をいただきました。ありがとうございました。

この3つの議案でございますけども、まず議案第30号につきまして、ご意見ございましたらお願いたします。

よろしいですか。

ないようですので、原案のとおり可決することよろしいでしょうか。

それでは、議案第30号、提案のとおり決定いたします。

続きまして、議案第31号につきましてご意見ございましたら、お願いたします。

よろしいですか。

それでは、議案第31号でございますが、原案のとおり可決することよろしいでしょうか。

それでは、提案のとおり決定いたします。

それでは、議案第32号でございますが、ご意見、ご質問はございますか。

○ 坂越委員：原案自体ではないのですが、学生が関わる内容について教えてください。

まず1点目として、ボランティアといってもすごく広いですが、その中で学校関係のボランティアがあります。それとはまた別のスキームとして、生涯学習のボランティアというのを考えるのでしょうか。

それから2点目として、生涯学習関係で、例えば大学生がどこかでこういうことをやってみたいのですが、こういうマッチングができますかという相談の対象に大学生が入ってもいいのかということです。

それから3点目として、これは本当に守備範囲から外れて申し訳ないのですが、災害ボランティアなどは社会福祉協議会がされていますよね。そういうのとはまた切り分けしているのですか。

○ 梶永生涯学習部次長兼生涯学習課長：学校の学生ボランティアについては、多分いろいろなボランティアのルートがあると思うのですがけれども、ボランティア活動支援センターでも、そういう相談あれば交渉させていただきます。ですから、学校でこ

ういうボランティアをしたいというご希望があれば、センターに言っていただければ、可能な限りお取り次ぎをさせていただきます。

それと、もちろんボランティア活動支援センターでは、お子様から高齢者まで制限をかけることなくお受けしておりますので、大学生の場合も相談も受け付けます。

3点目の災害ボランティア等の福祉関係のボランティアということですが、ボランティア活動支援センターは社会福祉協議会とも連絡をとっておりますので、福祉関係のボランティアがしたいということでも相談は可能でございます。社会福祉協議会と連携させていただいて、そちらのほうでという紹介をさせていただく形になろうかと思っておりますけれども、センターには、ボランティアをしてほしいという方に対してもコーディネートをするという機能もっております。

○ 坂越委員：ありがとうございます。

○ 渡部教育長職務代理者：ほかにありますでしょうか。

よろしいですか。

それでは、なければ原案のとおり可決することとしてよろしいでしょうか。

それでは、提案のとおり決定いたします。

#### その他 1 次回教育委員会定例会の日程について

○ 渡部教育長職務代理者：それでは、その他に移りたいと思います。

次回教育委員会定例会の日程につきまして説明をお願いいたします。

○ 大畠学校教育部長兼教育総務課長：次回の定例会につきましては、7月28日木曜日15時から、市役所北館会議室201を会場といたしましてお願いしたいと存じます。

また、8月につきましては、8月25日木曜日、時間は15時を提案させていただきたいと存じます。ご検討のほどよろしくお願いいたします。

○ 渡部教育長職務代理者：ありがとうございました。

それでは、今回は7月28日第4木曜日の午後3時からと、場所は北館2階の会議室201と決定させていただきます。

それから、8月でございますが、今ご説明がありましたように第4木曜日の25日午後3時からということでよろしいでしょうか。

それでは、よろしくをお願いいたします。

そのほか、事務局からございますでしょうか。

○ 大畠学校教育部長兼教育総務課長：ございません。

○ 渡部教育長職務代理者：委員の皆様から何かございますか。

よろしいですか。

それでは、本日の議題は全て終了いたしました。

それでは、以上で会議を閉会といたします。ご協力ありがとうございました。

閉会 午後3時54分